

長久手市協働まちづくり活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市協働まちづくり活動補助金(以下「補助金」という。)は、市民主体のまちづくりを目指し、市民活動団体、学校及び事業者(以下「団体等」という。)が主体となって地域課題の解決に向けて、長久手市と役割分担しながら実施する協働まちづくり活動(以下「協働まちづくり活動」という。)の経費について、予算の範囲内において交付するものとする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 市民活動団体 特定の分野に対する市民の関心又は問題意識を基にまちづくりを行う団体であって、その活動が次に掲げる全てに該当するものをいう。
 - ア 現に長久手市内で活動を行っている団体又はこれから活動を始めようとする団体
 - イ 規約、会則その他これに類するものを定めている団体
 - ウ 5人以上で構成されている団体
 - エ 1人以上が長久手市内に在住、在勤、在学又は長久手市内で事業若しくは活動を行う者で構成されている団体
 - オ 営利を目的として活動を行わない団体
 - カ 宗教的活動を行わない団体
 - キ 政治的活動を行わない団体
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定するものをいう。
- (3) 事業者 長久手市内で事業所又は店舗を有した、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(個人を除く。)をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等(以下「補助対象団体」という。)は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団でない団体等
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と密接な関係を有する者が構成員又は役員となっていない団体等

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象団体が実施する協働まちづくり活動であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業とする。

- (1) 公益を目的として地域社会に貢献する別表第1に掲げる分野の活動であること。
- (2) 原則として誰もが参加できるものであること。
- (3) 長久手市の他の補助金及び助成金を受けていないものであること。
- (4) 補助対象事業を開始した同一の会計年度内で完了するものであること。

(補助対象経費)

第5条 補助対象事業に要した経費のうち補助金の交付の対象となる経費は、別表第2のとおりとする。ただし、次に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 個人又は団体等の所有になる備品の購入費
- (2) 参加者個人が負担すべき教材費、材料費、食糧費(ただし、補助対象事業の実施に最低限必要な飲料及び茶菓子代を除く。)及び交際費
- (3) 団体等の運営経費及び経常経費
- (4) 他で受けた又は受ける予定の補助金及び助成金の対象経費

(補助の区分)

第6条 補助の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事業とする。

- (1) 一般事業枠 市民活動団体が実施する補助対象事業
- (2) 学生枠 市民活動団体のうち、構成員の8割以上が学校教育法に規定す

る学校の学生で構成されている団体が実施する補助対象事業

- (3) 学校枠 学校が実施する補助対象事業
- (4) 事業者枠 事業者が実施する補助対象事業
- (5) テーマ型事業枠 団体等が実施する補助対象事業で、長久手市が別に定める事業のテーマに基づく事業
(補助金の額等)

第7条 補助金の額及び補助回数は、前条の区分に応じ、別表第3のとおりとする。

- 2 補助対象事業の実施にあたり、参加費等事業収入がある場合で、その額と前項に規定する補助金の額との合計額が補助対象事業の総事業費を超える場合は、その超えた額を補助金の額から控除する。
- 3 補助金の額は、1,000円未満の端数を切り捨てた額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「申請者」という。)は、長久手市協働まちづくり活動補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 収支予算書(様式第1-3号)
- (3) 団体等概要書(様式第1-4号)
- (4) 履歴事項全部証明書(写し可、事業者のみ提出)
- (5) 長久手市内で営業活動を行っていることがわかる書類(事業者のみ提出)

- 2 交付申請は、1団体等につき各年度1件とする。
- 3 提出された申請書類は、返還しない。

(審査)

第9条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出があったときは、補助金の交付の可否及び補助金の額について審査する長久手市協働まちづくり活動補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置するものとする。

- 2 前項に規定する審査会は、市長が別に定める長久手市協働まちづくり活動補助金審査要領に基づき、当該団体等を公開プレゼンテーションに参加させ、

審査を行うものとする。

(交付決定)

第10条 市長は、審査会の審査結果を受けて交付の可否を決定し、長久手市協働まちづくり活動補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定を行う場合において、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第11条 補助金の交付の決定を受けた団体等（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ長久手市協働まちづくり活動補助金変更等承認申請書（様式第3号。以下「変更等承認申請書」という。）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する変更等承認申請書の内容を審査の上、これを適当と認めるときは、長久手市協働まちづくり活動補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、補助団体に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する承認を行う場合において、条件を付することができる。

(補助金の概算払)

第12条 市長が特に必要と認めるときは、概算払により補助金を交付することができる。補助団体が、概算払により補助金を受けようとするときは、長久手市協働まちづくり活動補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第13条 補助金の概算払を受けた補助団体は、第15条に規定する実績報告をする際、長久手市協働まちづくり活動補助金概算払精算書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

2 確定した補助金の額が、概算払を受けた額に満たない場合、その差額について速やかに返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が規則及び第10条第2項に規定する条件に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合又は第3条に規定する要件に該当しない団体等であることが判明した場合は、交付決定を取り消すものとする。

(実績報告)

第15条 補助団体は、補助事業の完了後、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに長久手市協働まちづくり活動補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第7-2号)

(2) 事業の実施に係る記録写真など補助事業の実施内容が確認できる資料
(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、長久手市協働まちづくり活動補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第17条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた補助団体が、補助金の交付を請求しようとするときは、長久手市協働まちづくり活動補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第18条 補助団体は、公開の場において、補助事業の実施状況及び実績の報告しなければならない。

2 市長は、この要綱の規定に基づき、補助金を交付した団体等の名称、補助対象事業の内容、補助金の額等を公表するものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和15年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第4条関係）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として県又は指定都市の条例で定める活動

別表第2（第5条関係）

科目	経費の種類
報償費	講師・専門家への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費（1品3万円以下）、食糧費（ただし、補助対象事業の実施に最低限必要な飲料及び茶菓子代に限る。）、印刷製本費、材料費等
役員費	郵便料、通信料、保険料、通訳料等
使用料及び賃借料	会場使用料（施設使用に係る減免を受けているものを除く。）、車両・機器等の賃借料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

別表第3（第7条関係）

補助の区分	補助金の額			補助回数
一般事業枠	団体の採択が初回の場合	補助対象経費の10分の7以下	10万円を限度とする。	1団体あたり同一事業につき、連続・不連続にかかわらず3回までとする。
	団体の採択が2回目の場合	補助対象経費の10分の5以下		
	団体の採択が3回目の場合	補助対象経費の10分の3以下		
学生枠	補助対象経費の10分の10以下で、10万円を限度とする。			1団体あたり同一事業につき、1回限りとする。ただし、発展性のある事業の場合、別事業とみなす。

<p>学校枠</p>	<p>補助対象経費の10分の10以下で、10万円を限度とする。</p>	<p>1学校あたり同一事業につき、1回限りとする。ただし、発展性のある事業の場合、別事業とみなす。</p>
<p>事業者枠</p>	<p>補助対象経費の10分の5以下で、10万円を限度とする。</p>	<p>1事業者あたり同一事業につき、1回限りとする。ただし、発展性のある事業の場合、別事業とみなす。</p>
<p>テーマ型事業枠</p>	<p>補助金の額及び補助回数は、一般事業枠、学生枠、学校枠及び事業枠の区分に従う。</p>	